

社会的背景（時代潮流）

ライフスタイルや価値観の多様化

- 都市化の進展や核家族化、就労形態の変化などにより、人々のライフスタイルが多様化するとともに、価値観も物の豊かさよりも心の豊かさを重視し、一人ひとりの個性を尊重する傾向へと強まっている。
- 平成 20（2008）年の国民生活世論調査（内閣府）によると、心の豊かさに重きをおきたいと考える人は 62.6%で、物の豊かさに重きをおきたいとした人（30.2%）の約 2 倍となっている。
- 団塊の世代が大量退職する時代を迎え、活動の場を企業から地域に移す人が急増することが予測されており、ボランティアや NPO など地域活動への参加意識の高まりや生きがいづくり等に関心が集まっている。
- 同時に、その世代の人々が今までの経験を活かして、地域での新たなコミュニティ活動などの担い手となることが期待されている。
- 近年、共働き世帯は増加し、NPO やボランティア活動に参加するなど、女性の社会参加が進んでいるとされている。しかし、国の男女共同参画会議基本問題専門調査会は、平成 20（2008）年 10 月に、地域における男女共同参画が必ずしも順調に進んでいるわけではなく、意識啓発や知識習得中心の従来の取り組みでは不十分であり、自治体や地域団体、NPO、企業、大学など多様な主体の連携・協働による実践的活動への移行が必要であると提言している。
- 社会の成熟化に伴い、社会への貢献意識も高まり、従来行政が担っていた範囲にとどまらず、「公」の役割を個人、団体、企業が、幅広く行政と協働し、担って行くような活動の広がりがみられる。

慣習的に定まっていたライフイベントの時期や内容を自らの価値観によって、自由に選択する動きが広がっている。また、本格的な「人生 80 年時代」を迎え、人生の生涯可処分時間が増加し、自らの選択により多様な集団に所属しつつ、相互に補完し合いながら、地域のネットワークが広がっている。これらのあるべき将来の姿と捉え、多様な価値観を容認し、多様なライフスタイルの選択が可能な、いわゆる「多選択社会」の実現が求められている。

少子化・超高齢社会の到来

- 我が国の人口は、平成 17 年（2005 年）に初めて減少に転じ、平成 18（2006）年 12 月に公表された「日本の将来推計人口」においても、今後一層の少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しが示されている。
- 平成 20（2008）年の我が国の合計特殊出生率は 1.37 で、平成 18（2006）年から 3 年連続して上昇しているものの依然として人口維持に必要なとされている 2.08 程度を下回っている。

- 従来の少子化の原因と考えられる未婚化・晩婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下が進んできている。平成 17(2005)年の生涯未婚率を昭和 50(1975)年と比較すると、男性は 2.12%から 15.96%、女性は 4.32%から 7.25%へと上昇している。
- 少子化が進展すると、経済・社会の主たる担い手である生産年齢人口の減少による経済活力の低下や家庭の養育力・介護力、地域活力の低下などへの影響が懸念されており、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現などが求められている。
- 平成 19(2007)年 12 月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定された。重点戦略では、女性をはじめ働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にするためには、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消が必要であり、働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現とその基盤となる次世代育成支援の枠組みの構築を車の両輪として同時並行的に進めていくことが必要になっていると結論づけている。
- 平成 37(2025)年には 65 歳以上の高齢人口が約 30%になり、現在より 1 千万人ほど増加すると予測されている(国立社会保障・人口問題研究所 人口推計より)。
- 平成 19(2007)年に高齢化率が 21%を超え、5 人に 1 人が高齢者というどの国も経験したことのない高齢社会となった。今後より一層高齢化は進行し、50 年後には 2.5 人に 1 人が高齢者となることが予測されている。
- 急速な高齢化が進行するなか、保健・医療・福祉分野のサービス需要の増加により、さらなる社会保障費の増大等が懸念されており、国と地方の役割分担や給付と負担のバランス、世代間・世代内の公平性が求められる。
- 一方、高齢化は健康で社会参加意欲の高い人々の増加という面も抱えており、豊かさや生きがいを実現できる地域づくりが求められている。
- また、障害のある人もない人も互いに支えあい、ともに地域で暮らすことができる社会をつくる「ノーマライゼーション」の理念は着実に地域社会に普及している。そして近年は、障害を取り除くという「バリアフリー」から誰もが利用しやすいという「ユニバーサルデザイン」の考え方が普及し、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できる「ユニバーサル社会」の形成が求められている。
- また、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティが衰退することも懸念されており、子どもから高齢者まですべての人が、障害や年齢、性別などに関わらず、誰もが共に支えあい、安心して生活ができる地域福祉社会の実現が求められている。

- 平成 9 (1997) 年に気候変動枠組条約第 3 回締結国会議で採択された京都議定書において、我が国は二酸化炭素を始め温室効果ガスの排出量を平成 20 (2008) 年度から平成 24 (2012) 年度の第一約束期間に基準年 (平成 2 (1990) 年度) から 6%削減することが定められている。しかし、平成 19 (2007) 年度データによると、我が国の温室効果ガス排出量は 13 億 7,100 万トンと京都議定書の基準年と比べ 8.7% 上回っており、引き続き 6%削減に向けた対策の推進が求められている。
- 平成 19 (2007) 年のバリ会議では、第一約束期間である平成 25 (2013) 年以降の新たな国際的な枠組みを決定するために、いつまでに、どのような行程を踏んで、何を議論するのかについて協議が行われ、平成 21 (2009) 年までに新たな枠組み等について採択することで合意されている。
- 21 世紀は「環境の世紀」といわれている。今日の環境問題は、大気や水質、土壌の汚染、騒音や振動、廃棄物、自然保護や生態系の問題、地球温暖化・気候変動など、身近なものから地球規模のものまで、非常に幅広く、さまざまな対応がなされている。
- 地球環境の面では、地球温暖化に伴う異常気象と、それに伴う水資源や食糧生産の不安定さなども懸念されており、「持続可能な社会」の構築に向けた取り組みが世界共通の課題となっている。
- 現状では日本の産業部門の温室効果ガス排出量はほぼ横ばいで、家庭生活から排出される温室効果ガスは増え続けている状況になっている。また、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるといった新たな循環が現実となりつつあり、企業活動の上では、環境保全技術をはじめとする環境対策が競争力を高める要素ともなっている。
- 水・土壌・地盤環境の保全、廃棄物・リサイクル対策などの循環型社会の推進、化学物質対策、自然環境の保全とふれあいの推進など、個人のレベルからも環境課題への意識が高まりつつあり、積極的な活動も多く見られるようになってきている。
- 環境問題の解決に向けては、ライフスタイルや社会システムの見直しも必要であることを自覚し、地域にあっては、省資源・省エネルギーやリサイクルを基調とした仕組みや体制づくりを住民をはじめ、事業者や行政などのパートナーシップにより構築していくことが必要となっている。
- 3R (リデュース・リユース・リサイクル) を推進し、さらなるごみの減量化を図ることにより低炭素社会に配慮した循環型社会を構築することが求められている。
- 生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農 (農業)」については、環境問題と密接に関係している。日本では、ファーストフードに代表される食の手軽さが浸透し、様々な食材や調理法により食の多様化が進み、「飽食の時代」とも呼ばれる。一方で、都市化の進行等によって農と触れる機会は減少し、生産現場と消費の間の溝、食材と加工の

プロセスについての関心の低下、食料自給率の低下と輸入増大、安全性などの問題が指摘されている。

- 農林水産省では、「農業基本法」を見直した「食料・農業・農村基本法」において、食料の消費に関する知識の普及・情報の提供や農に関する教育の振興について盛り込み、食農教育の推進を図っている。

安全・安心への意識の高まり

- 近年、地震や異常気象などの自然災害の多発、近い将来に高い確率で大地震（南関東、マグニチュード7程度、10年以内30%）が発生する可能性を受け、住民の防災意識が高まっている。
- 災害の被害を最小限にするため、事前想定、事前の復興計画の策定など、各地で防災への取り組みが注目されはじめている。
- 国では、災害対策基本法に基づき中央防災会議を設置し、防災に関する重要事項を審議するとともに、近年では密集市街地の改善、災害時要援護者対策等の取り組みを推進している。また、平成16（2004）年9月に国民保護法が施行され、万が一、有事が発生した場合の国・都道府県・市町村などの責務や役割分担を明確にし、市民の避難や救援などの措置について定めている。
- また、近年、身近な地域での犯罪、特に子どもを狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件が多発している。
- 犯罪数は、平成15（2003）年から5年連続で減少しているが、依然として高い水準である。検挙率は平成13（2001）年に戦後最低を記録したが、平成14（2002）年以降回復の兆しを見せており、平成17（2007）年には刑法犯全体で51.6%となっている。一方、犯罪は多様化、巧妙化しており、生活上の不安要因となっている。
- 内閣府の世論調査（平成18（2006）年12月）によれば、ここ10年間で日本の治安はよくなったと思うか、それとも悪くなったと思うか聞いたところ、「よくなったと思う」とする者の割合が11.3%、「悪くなったと思う」とする者の割合が84.3%となっている。平成16（2004）年7月の調査と比較して見ると、「よくなったと思う」（7.1% 11.3%）とする者の割合が上昇し、「悪くなったと思う」（86.6% 84.3%）とする者の割合が低下している。
- また、食品の虚偽表示による食の安全に対する不安や住宅の耐震偽装問題、新型インフルエンザという新たな感染性疾病の発症など、市民生活の不安要因が生じており、様々な対応の強化が重要となっている。
- 国では、より一層の消費者保護の推進のため、平成21（2009）年5月に消費者行政を一元化する消費者庁設置法を成立させた。これを受け、同年10月にも消費者庁が設置される見込みである。

グローバル化の進展

- 世界的規模での経済活動やインターネットなどの情報技術の高度化、交通手段の多様化等により、人や情報、文化などの交流が活発化しており、今後もこのグローバル化のスピードは一層進展していくと予想される。
- グローバル化の進展に伴い世界的な競争が激化し、自ら新しい価値のある商品、サービスを生むという創造性や独創性が要求される時代となっている。そのため国内企業等は、付加価値の高い製品やサービスへの転換、先端的な技術の積極的な開発、専門的な知識や高度な技能を有する人材の育成などが求められている。
- 国では、国際競争力の強化のため、ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進やものづくり基盤産業の育成（知的クラスター創成事業等）が進められている。
- 我が国では、日本の観光魅力を海外に発信することなどを目的に、2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人にするというビジット・ジャパン・キャンペーンに取り組んでいる。平成20（2008）年には前年比0.1%増（約5千人増）の約835万人となっている。
- 国際交流は、国から都、都から市、市から地域へとより身近になってきており、地域が直接、世界と結ばれることとなり、その果たすべき役割はより一層重要なものとなっている。今後は、地域独自の歴史や文化等を活かし、地域外へその魅力を発信できる地域づくりや、外国人にやさしいまちづくりの推進などが求められている。
- 外国人との交流機会が増加する中、日本の文化などの情報発信とともに、外国人観光客の増加による観光関連産業の発展が期待されている。
- 身近な生活では外国人との交流機会が増える一方、言葉や習慣等の違いによるコミュニケーションギャップや地域コミュニティ等との関わりなど様々な課題も生じており、多文化共生のまちづくりを進めていくことが必要である。

高度情報ネットワーク社会の到来

- 我が国は、インフラ整備の時代から、いつでも、どこでも、誰でもネットワークを利用できる「ユビキタスネットワーク社会」へ移行しつつある。
- 総務省では、「ユビキタスネットワーク社会」を平成22（2010）年までに実現することを目標に据え、体系的なICT政策である「u-Japan政策」を平成16（2004）年12月に策定し、ユビキタスネットワークの整備やICTの利活用の高度化など、その着実な実施に努めている。
- 平成20（2008）年において、国内のインターネット利用者数は9,091万人、人口普及率は75.3%（対前年比2.3ポイント増）であり、また、世帯におけるブロードバンド回線の割合は73.4%（対前年比5.8ポイント増）、うち光回線が39.0%（前年比7.7ポイント増）となっている（総務省、平成20（2008）年「通信利用動向調査」）。

- 企業においては、電子商取引の増大、電子タグによる物流管理、非接触型 IC カード等の活用等高度情報通信ネットワークの業務への活用が進んでいる。
- 情報機器のモバイル化が進んでおり、携帯電話端末は、インターネット接続、電子メール、写真や動画の伝送、決済等の機能を持つ総合的な情報通信端末に変化しつつある。
- ユビキタスネットワーク社会の実現により、地域の活性化という面では、テレワークの活用による労働力不足の解消、ネット販売システムの利用による「地域ブランド」の宣伝や農産品・特産品の販路拡大、遠隔医療の実施による地域医療の確保など住民の利便性向上・安心安全な暮らしの実現といった効果が期待される。
- また、電子自治体の推進に向け、平成 19 (2007) 年 3 月に策定された「新電子自治体推進指針」(総務省)では、「平成 22 年度までに便利・効率・活力を実感できる電子自治体」を目標に、「行政サービスの高度化」「行政の簡素化・効率化」「地域の課題解決」を重点的な取り組みとして推進することとし、住民基本台帳ネットワークの本格的稼働、行政手続きのオンライン化などを進めている。また、「IT 新改革戦略」でも「平成 21 年度までに行政手続きのオンライン利用率为 50%以上とする」目標が設定され、行政サービスの高度化による市民の利便性向上が求められている。
- その一方で、個人情報・プライバシーの保護、情報セキュリティの確保、デジタルディバイド(インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差)への対策、電子商取引を巡るトラブル、インターネットや携帯電話による犯罪など、情報化に伴う課題に取り組んでいくことが求められている。

ユビキタス【ubiquitous】

《ラテン語で「遍在する」「あらゆるところに同時に存在する」の意から》身の回りのあらゆる場所にあるコンピューターや情報機器が、相互に連携して機能するネットワーク環境や情報環境のこと。

ユビキタスネットワーク社会

「生活環境のあらゆる場所に情報通信環境が埋め込まれ、利用者がそれを意識せずに利用できる技術」を、ユビキタスコンピューティングと呼ぶ。このユビキタスコンピューティングが実現している社会(環境)のこと

- 国・地方の累積債務が先進諸国で最悪の状況となるとともに、人口減少社会へというこれまでにない局面を迎えるなか、国は歳出・歳入の改革を進めるほか、地方間の税源偏在是正を掲げ、地方税のあり方を見直すこととしている。
- 平成 20(2008)年 5 月、地方分権改革推進委員会は「第 1 次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」をとりまとめ、これまでの国と地方の役割分担を見直す地方分権改革が不可欠であるとの基本認識のもと、重点行政分野の見直しや、基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大などを提言している。
- また、平成 20(2008)年 12 月には第 2 次勧告をとりまとめ、「地方政府の確立」に向けた国の出先機関の見直しなどを提言している。
- 地方分権一括推進法などにより、地方自治体へ権限・財源が委譲され、それぞれの地域が自ら地域課題を解決し、主体的に地域を運営していくことが必要となっている。また、三位一体の改革による税源委譲や補助金、地方交付税の見直しなど、財政の面においても地方分権が本格化しつつあり、財政基盤の強化が必要となっている。
- 今後は、主体性・独自性を発揮できる「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大を目指し、国と地方の役割分担の明確化や国の出先機関の見直し、必要な財源確保に向けた検討とともに、地方自治体は自らの判断と責任において行政を運営していく地方分権型社会・自主自立の行財政運営への転換が求められている。
- いわゆる平成の大合併により、全国の市町村数は、約 3,200 から 1,775(平成 21(2009)年 6 月 1 日現在)へと約 1,400 の市町村が減少した(総務省資料)が、第 29 次地方制度調査会答申(平成 21(2009)年 6 月 16 日)では、「平成 11(1999)年以降の合併推進については、その効果について、地方分権の受け皿としての行政体制の整備や、行財政基盤の強化などにつながった。一方、合併で自治体の規模が拡大したことによる行政サービスの低下の側面もあり、従来と同様の手法を続けていくことは限界」とし、市町村合併については推進しない方向性となった。
- しかし、一自治体のみでは解決できない広域的課題へ柔軟に対応していくためには、他の自治体との連携・協力が必要である。
- また、福祉や環境、教育、文化、まちづくりなどさまざまな分野で市民による活動が広がりを見せている。
- 地方分権型社会においては、市民参画の拡充により行政から市民への分権を進め、市民の選択と責任に基づく市民協働のまちづくりにより、ゆとりと豊かさを実感できる地域社会を築いていくことが求められている。
- 施策や事業の成果を重視した行政運営、住民への積極的な情報公開や説明責任の徹底なども重要となっている。